2025年度版

自治会等ハンドブック



井

なし坊ファミリー

É

त



はじめに

このハンドブックは、自治会・町会・区や管理組合など(以下「自治会等」 という)の役員になられた方などが自治会等活動や運営、自治会等と市との関 係について知りたいときに、手軽に利用できるよう企画し、作成したものです。

私たちは暮らしていく上で、ごみ置き場の設置や管理、環境美化、防犯・防 災、交通安全など共通した問題を抱えています。

これらの問題は個人や家庭だけでは解決が難しく、地区の住民が力を合わせなければ解決できません。

自治会等は、地区住民同士の助け合いや親睦を深め、生活環境の向上・発展を図り、市などと連携・協働してより良い地域社会づくりを進めることを目的に主体的に結成された住民組織です。

市内には、令和7年5月現在で97自治会等があり、夏祭りや防災訓練など、 創意工夫を凝らした活動に取り組んでいます。

市では、自治会等活動を支援するため、市民自治組織活動補助金などの補助制度があります。また、防犯・防災関係では、防犯灯の設置、資機材整備などがあります。

また、地域の課題解決を目指して、生活に身近な小学校区単位で自治会等と地域の様々な活動団体などが、意見交換会を通じて交流連携を進めており、今後は小学校区を基礎としたまちづくり組織へと発展を目指しています。

目 次

1.	ŀ	自治会等	至																											
1)	自治会	等	とじ	す・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	4
2)	白井市	0	自氵	台会	等	0	現	状	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
3)	自治会	等	の往	殳割	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
4)	自治会	等	の光	去人	格.	取	得	に	つ	ļγ	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
5)	自治会	等	活重	助の	活	性	化	に	向	け	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
6)	自治会	等;	から	う推	薦	す	る	審	議	会	等	委	員	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
7)	その他	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
		(参考)	自氵	台会	等	が	関	係	す	る	主	な	行	事	等	子	定	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
2.	E	自治会等	争と	: 白	井	市	自治	冶:	連	合	会																			
										•	•																			0
1)	白井市	日	行地	里石	云	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
3.	į	自治会等	争と	: 白	l井 [·]	市																								
1)	市から	$\mathcal{O}^{\overline{\lambda}}$	補目	山全		示	什	全			•		•		•	•		•			•		•	•	•			•	12
•		1) 行政																												
		2) 市民																												
2		市以外																												
		自治会																												
		コミュ																												
		市民活									-																			
		自治会												•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•			21
		参加•												•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	22
	-	①まち																												
		②ごみ																												
		③総合	防	災計	川練	į •	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	23
8)																													
		①緑の	募:	金		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•			23
		②日本																												
		③赤い																												
		4社会																												
		⑤チャ	リ・	ティ	イバ	げ		<u>~</u>	(T)	募	밆	•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•			•			24
9)	自治会																												
		白井市																												

4. 自治会等関連Q&A

・自治会等未加入世帯の加入促進を図るためのよい方法は。・・	• 27
・市から依頼のあった配布物等の配布範囲は。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 27
・民間の福祉団体などからの寄付依頼等の取り扱いは。・・・・	• 27
新しい回覧板が欲しい場合は。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 28
・認可地縁団体の申請は。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 28
自治会等への補助金制度は。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 28
・自治会等で講座を開催したい場合は。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 29
市長との懇談会は。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 30
・定期的な環境美化活動を支援する制度は。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 31
防災情報などのメール配信サービスは。・・・・・・・・・・	• 31
・自主防災組織を設立するには。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 32
・自主防災組織を設立し防災資機材を購入した場合の助成は。・・	• 32
・自主防災組織の活動は。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 33
・防犯灯の設置要望は。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 33
・自治会等で防犯カメラを設置する際の補助制度は。・・・・・	• 34
・ごみ集積所の設置及び移設は。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 35
・市が管理する公園を自治会等で管理委託するには。・・・・・	• 35
・自治会等長は男性の方が向いているのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 35
・自治会等での地震に備えた取り組みは。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 36
・回覧等により署名活動を依頼された場合は。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 36
総会資料などを印刷したい時は。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 36
・空き家に関する相談窓口は。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 37
自治会費からまとめての募金は。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 37

1. 自治会等

1) 自治会等とは

地区住民同士の助け合いや親睦を深め、生活環境の向上・発展を図り、市などと連携・協働してより良い地域社会づくりを進めることを目的に主体的に結成された住民組織です。

2) 白井市の自治会等の現状

市内では、令和7年4月現在で97の自治会等が結成されています。

規模については、令和7年6月1日現在で最も小さい自治会等は6世帯で、最も大きな自治会等は948世帯と自治体により差があります。

自治会等加入世帯数は15,531世帯で、市内全世帯数27,426世帯に対し、加入率は56.6パーセントであり、自治会等に加入しない世帯が増加傾向にあります。この原因としてコミュニティ意識の希薄化や高齢化などが考えられます。

自治会等は、地域住民同士が助け合い、安心して暮らせる生活環境を築いていくための基本的な組織であり、協働によるまちづくりを進める上で、最も重要な組織ですので、市は今後とも自治会等活動の活性化を進めていきます。

3) 自治会等の役割

自治会等の目的や活動から役割は、大きく次の4つに整理することができます。

①生活の場をみんなでよくする活動

みんなで使うごみ集積所や公園、道路など自分たちの生活する地域を美しくしたり、使いやすくしたりする活動

- ○ごみ集積所の清掃、資源物の回収・再利用、環境美化活動
- ○集会所の整備、河川、道路清掃 など

②交流の場、ふれあいの場づくりへの活動

地域住民同士の交流の場、ふれあいの場をつくるための活動

○餅つき大会、夏祭り、スポーツ大会、クリスマス会、敬老会 など

③地域課題の解決に向けた活動

防災・防犯や地域福祉など、知恵を出し合い協力し合って対処するための活動 ○防犯パトロール、防犯灯の維持管理などの防犯活動

○自主防災組織などの防災活動 など

④行政と協力した活動

市では、行政と自治会等が情報を共有し、協力しながら各種活動を展開しています。

○回覧配付、防災・防犯活動、地区社会福祉協議会などの活動 など

4) 自治会等の法人格取得について

これまで自治会等は、法律上いわゆる「権利能力なき社団」と位置付けられていることから、土地や集会施設などの財産を保有する場合、当該団体名義での不動産登記が不可能でしたが、平成3年4月2日施行の地方自治法の改正により、不動産を保有或いは保有を予定している自治会等が市の認可を受け、法人格を取得し当該団体名義での不動産登記が可能になりました。なお、市から認可を受け、法人格を取得した自治会等を「認可地縁団体」といい、市内には現在7自治会が認可地縁団体として活動しています。

詳しくは、担当課の市民活動支援課にご相談ください。

※地方自治法の一部改正により、不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的 な共同生活を円滑に行うため市町村の認可を受けることが可能になりました。 (令和3年11月施行)

5) 自治会等活動の活性化に向けて

①人づくり

自治会等活動を推進するためのポイントは、人づくりが基本です。若い人から熟年者まで、女性を含め幅広い人が参加し、企画・運営にあたるしくみが必要です。また、会長などの役員任期は、円滑な運営を図るうえで2年以上が望ましいと考えます。

②民主的な運営

多くの人が、自治会等活動に参加する状況をつくっていくためには、できるだけ多くの人の意見を聴き、役割を持っていただくことが重要です。また、自治会等運営に当たっては、会則などルールに基づき、民主的な運営が必要です。

③活動のPR

自治会等の活動の取り組みや成果を広く周知し、自治会等を住民から理解していただくことが大切です。

このため、情報紙、ホームページなど地域住民同士の情報を共有するための ツールを作成する必要があります。

④時代のニーズに応じた改革

夏祭りやスポーツ大会などの交流事業など、コミュニティを形成する活動は、地域ごとのやり方や伝統がありますが、その活動に対し、大切で楽しいと感じる人もいれば、負担と感じる人もいるなど価値観に違いがあります。

自治会等の運営については、長い歴史の中で築かれた慣習や仕組み、人間関係もあり、なかなか難しいところですが、会員にとって加入していることの必要性が実感でき、誰もが安心して参加できる組織とすることが重要です。

また、価値観の多様化や時代の変化に対応した自治会等となるよう自ら改革していく必要があります。

⑤外国人住民との共生

白井市にはフィリピン、スリランカ、ベトナムなど多様な地域の方々が生活しています。その中には、母国に自治会にあたる組織がないなどの理由から、自ら自治会に加入するという習慣がない場合もあります。

外国人住民が理解できる言語を用いてアプローチすることだけでなく、簡単な日本語でわかりやすく伝える工夫をすることや、日々のあいさつで関係性を築くことで、コミュニケーションがとれるようになることも多くあります。

外国人住民も日本人住民と同様に地域社会を支える担い手であり、一緒に活動することで、地域の一層の活性化や発展にもつながります。

⑥市民団体等との連携・協働

防災・防犯など複雑化・広域化している地域課題に対応するために、市民団体や関係機関と協力することで大きな力が生まれます。自治会等、市民団体、関係機関などが、それぞれの足りないところを補完し、連携・協働し、住み良い安全な地域づくりを進めていく必要があります。

6) 自治会等から推薦する審議会等委員

市等から依頼をうけ、以下のとおり審議会等委員の推薦を行っています。

	≪委嘱者≫ 白井市長
	(《任 期》 1年
	ヾは - 効// ・ ・ 〒 ≪主な職務≫ 1 集積所の美化推進と維持管理
生活環境指導員	2 排出指導表の作成及び提出
	3 不法投棄への対応
	《委嘱者》 白井市防犯組合長
	《任 期》 1年 《
	≪主な職務≫ 1 犯罪・防犯情報の把握・発信
防犯指導員	2 地域の防犯活動の推進(防犯パトロールの
	実施ほか)
	3 防犯に関する研修・情報交換会への参加
	【担当課】 市民環境経済部 市民活動支援課 市民安全班(401-4081)
	≪選任者≫ 白井市選挙管理委員会委員長
	≪登録期間≫ 候補者として3年間登録
投票管理者及び	(選挙時ごとに候補者に直接依頼)
投票立会人候補者	≪主な職務≫ 1 投票事務の管理執行(投票管理者)
	2 投票所の投票立会い(投票立会人)
	【担当課】 選挙管理委員会(総務部 総務課(401-5974))
	≪委嘱者≫ 厚生労働大臣・千葉県知事
	《 任 期 ≫ 3 年 (令和 4 年 12 月 1 日 ~ 令和 7 年 11 月 30 日)
	≪主な職務≫ 1 低所得者の実態把握及び援護活動
	2 老人、母子世帯等の実態把握及び援護活動
民生委員/	3 地域住民が抱える福祉問題への相談
児童委員	4 心豊かな子どもを育てる運動等の個別援助活動
	児童の健全育成活動へ参加
	要保護児童等に対する実態把握及び関係機関への連絡
	【担当課】 福祉部 社会福祉課 厚生係 (497-3482)

7) その他

各単位自治会等の会議で市内センター等を利用する際、年に1回優先予約を行 うことができます。詳細は利用を希望するセンター等にお問い合わせください。

(参考) 自治会等が関係する主な行事等予定

令和7年度

月	行事等名	予定日	担当課
	小学校入学式	10 日	学校政策課
4	中学校入学式	9 日	学校政策課
	緑の羽根募金依頼	上旬	産業振興課
5	ごみゼロ運動	25 日※	環 境 課
Э	日本赤十字社活動資金の協力	中旬	社会福祉課
6	白井市自治連合会定例総会	8 日	市民活動支援課
9	赤い羽根共同募金/社協会員募集依頼	中旬	社会福祉協議会
1	消防出初式	18 日	危機管理課
2	総合防災訓練	1 日	危機管理課
	小学校卒業式	17 日	学校政策課
3	中学校卒業式	10 日	学校政策課
	白井市表彰式	下旬	秘 書 課

- ◆市内小中学校の運動会は、5月、9月、10月に行われています。
- 注) 日程については、変更になる場合があります。 詳しい内容等については、各担当課にお問合せください。
- ※ごみゼロ運動は地域の状況に鑑み、参加の意向を自治会ごとに伺います。

2. 自治会等と白井市自治連合会

白井市自治連合会は、各地区相互の連絡協調と親睦を図り、共通の問題を研修協議し、住民意識の高揚と、地域社会の発展を図ることを目的とした組織です。

令和7年4月現在で84自治会等が加盟し、自治会等の課題など情報を共有し、 活動の活性化や行政と協働した地域づくりやまちづくりに取り組んでいます。

1) 白井市自治連合会

■目 的

各地区相互の連絡協調と親睦を図り、共通の問題を研修協議し、住民意識の高揚と、地域社会の発展を図ることを目的としています。

■事 業

各地区相互の協調に関する事業、各地区相互の親睦を図る事業、地域社会の発展に関する事業、その他目的達成に必要な事業。

■構 成

市内の自治会等をもって組織し、運営は、自治会等の代表者が行います。

■役 員

役員は、小学校区を基準とした地域の自治会等の代表者から各1名を選出して おり、会長は役員の互選により選出後、総会の承認を受けます。

その他の役職は、会長が任命します。なお、役員の任期は1年です。

■活動分担金

分担金は、自治会等を構成する世帯数に合わせ、下記のとおりとなっています。

会員世帯数が 30 世帯未満・・・・・年額 2,000 円 会員世帯数が 30 世帯以上・・・・年額 3,000 円

■令和6年度の主な事業

①講演会

「HUG を通じて学ぶ避難所開設・運営手順」

令和6年12月22日(日)白井第一小学校体育館

参加者:66名

内容:防災に関する講演及びHUG(避難所運営ゲーム)

②自治会アンケート

目 的:市内の各自治会の活動状況や課題などの現状把握と、取り組みの好事例

を情報収集し、自治会活動の課題解決に向けた検討資料を得る。

調査方法:令和6年度自治会長96名に対し、調査票を郵送配布

回収結果:回収率92.7%(96自治会中89自治会から回答)

結 果:市ホームページ参照(「自治会アンケート」で検索)

■支部について

自治連合会では地域コミュニティの構築と自治活動の活性化を目指し、平成24年度から、小学校区単位とした支部を設置しています。

なお、各支部の会議等で市内センター等を利用する際、年に2回(支部総会及び イベントを想定)まで優先予約を行うことができます。詳細は利用を希望するセン ター等にお問い合わせください。

■地域まちづくり活動補助金について

補助金名	地域まちづくり活動補助金							
四名五十二	小学:		ウロ動品の立 向上を目指し、地域住民のコミュニテ					
	-		めの主体的なまちづくり活動を支援す					
目 的 		の構築及の地域の麻趣解例のため を目的とする。	の生体的なよりラくり伯勤を又接り					
	①実施事業主体は、小学校区単位の自治組織の連合体(自治連合会各支部る。ただし、下表の事業は、連合体と関係機関、市民活動団体等との連よる事業も対象とする。 ②小学校区単位の自治組織の連合体(自治連合会各支部)は、「必須事業」 て小学校区コミュニティ組織の充実を図る事業を実施するほか、「選業」を1事業実施するものとする。ただし、選択事業を複数実施するこ可とするが、それぞれの小学校区の限度額以内とする。							
		対象事業	対象となる経費					
	必須事業	小学校区コミュニティ組織の 充実を図る事業 ※当該事業は継続的な組織を 運営するためのものである	○総会・会議等に要する経費 ○関係機関・市民活動団体等との連 携及び連絡調整に要する経費 ○広報紙の発行経費、ホームページ 制作経費など					
		1. 地域コミュニティの活性化 を図る事業	○夏まつり、餅つき大会、スポーツ 大会、レクリエーション大会など					
補助対象 事業		2. 地域における防犯活動事業	○防犯パトロール、防犯講習会、通 学路の見守り、青色回転灯装備車 両のガソリン代などの経費					
	選択事業	3. 地域における防災活動事業	○防災訓練、避難訓練、防災講習会、 地域防災リーダー育成、防災マッ プの作成、防災ラジオの購入など の防災活動や防災コミュニティ の推進に要する経費など					
	事業	4. 地域環境を保全する事業	○緑化推進、ゴミゼロ運動、自然保 護、ごみ減量化などに要する経費					
		5. 地域課題を解決するための 事業	○子育て支援・敬老会・高齢者の支援などの地域福祉活動、交通安全活動、青少年健全育成活動、歴史・文化の継承活動、地域の魅力発見活動などに要する経費					
		6. その他市長が必要と認める 事業						
	注意	原則他の補助金と重複は不可						

【補助限度額】 次の①と②を合計した額 ①均等割額:一小学校区100,000円 ②人口割額:1人30円×各小学校内人口(毎年4月1日現在人口に基づく) ※100円未満の端数があるときは切り捨てとする。 ○必須事業については、補助限度額の3割以内とする。 ※補助事業実績額が申請額を下回った場合は、市に返金するものとする。 ※実績報告書には領収書(写し可)を添付する。添付する領収書は、補助金交 付額に係るものとし、領収書は「発行日」、「金額」、「使途」、「受取名義」、 「発行元」が明記されたものを必須とする。なお、領収書の受取名義は「白 井市自治連合会〇〇支部」とする。 補助金額 ■小学校区まちづくり協議会が設立していない支部 補助対象経費と補助限度額を比較して少ない方の額 ■小学校区まちづくり協議会が設立している支部 補助対象事業は必須事業のみとし、補助対象経費と5万円を比較して少な い方の額 ■小学校区まちづくり協議会が年度途中で設立する支部 次の①と②を合計した額と補助限度額を比較して少ない方の額 ①小学校区まちづくり協議会設立までに、選択事業の実施又は準備に要した 補助対象経費 ②年度末までに、必須事業の実施に要した補助対象経費 ①反省会等の懇親会費 ②人件費、賃金 ③冠婚葬祭に係る経費 補助対象 ④寄付金・協力金・寸志などの経費 外経費 ⑤役員・会員に対する報酬及び謝礼 ⑥選択事業については、食糧費の割合が30パーセントを超える額

①補助金の交付申請 → ②補助金の交付決定 → ③補助金の概算払請求

→ ④補助金の交付 → ⑤補助金の実績報告 → ⑥補助金の交付確定

申請等手続き

■自治連合会が参加する審議会等委員

Νο	名 称	参加人数	担当課等
1	国民保護協議会委員	1人	危機管理課
2	防災会議委員	1人	危機管理課
3	白井市総合計画審議会委員	1人	企画政策課
4	白井市防犯組合副組合長	1人	市民活動支援課
5	白井市市民活動推進委員会委員	1人	市民活動支援課
6	白井市環境審議会委員	1人	環境課
7	白井市ふるさとまつり実行委員会委員	1人	産業振興課
8	白井市まちづくり審議会委員	1人	都市計画課
9	白井市地域公共交通活性化協議会委員	1人	都市計画課
10	白井市空家等対策協議会	1人	建築宅地課
11	白井市地域福祉計画策定等委員会委員	1人	社会福祉課
12	特別職報酬等審議会	1人	人事課
13	生活支援体制整備事業第1層協議体委員	1人	社会福祉協議会
14	社会福祉協議会理事会理事	1人	社会福祉協議会
15	社会福祉協議会評議員会評議員	1人	社会福祉協議会
16	白井市地域福祉活動計画策定委員会委員	1人	社会福祉協議会

3. 自治会等と白井市

白井市は、第5次総合計画後期基本計画の推進の柱に「参加・協働」を掲げ、その原動力である自治会等の活動に対して、様々な観点から支援をすることで、自治会等との協働によるまちづくりに取り組んでいます。

1) 市からの補助金・交付金

(1) 行政連絡業務交付金

市政の円滑な推進と住民福祉の向上を図ることを目的として、次の連絡業務を自治会等に依頼しています。

■連絡業務

- ①配布・回覧物等の配布、回覧、掲示 ※詳細については19ページに記載しています。
- ②簡易な調査や報告の協力
- ③その他

各種補助金等の申請等、自治組織と市との連絡調整、その他市政発展、自治組織の活性化等、住民福祉の向上に必要なこと。

■交付金の額と計算方法

自治組織へ発送した回数に応じた額+世帯数×100円

配布・回覧発送回数	額(基本割)
1回以上5回未満	5,000円
5回以上9回未満	10,000円
9回以上	15,000円

■交付金の支払い

- ①交付金の支払い先は、自治会等の名義の口座、または自治会等が指定する(自治会等長、会計等)口座をご指定ください。
- ②交付金は4月から3月までの間に市が自治組織に発送した回数を確認の上、3月下旬にお振込みさせていただきます。

■交付金額算出世帯数

- ①この世帯数は、自治会等の加入世帯数でなく、配布・回覧を行っている、または行うことが決定している世帯数とします。(自治会等未加入世帯の配布・回覧を行っている、または行うことが決定していれば算出世帯数とします。)
- ②前項の世帯数の報告は、4月から5月頃に自治会等長届出時に報告を求めます。 ※交付金は、毎年4月1日、連絡業務を行うことが可能な世帯数を基準とします。 以降の増減は対象としません。
- ※自治組織未設置地区については、市ホームページへの情報提供等で対応します。 交付金算出式
- 【例1】34世帯で12回発送の場合

15,000 円 (基本割) + 34 (世帯数) ×100 円 (世帯割) = 18,400 円

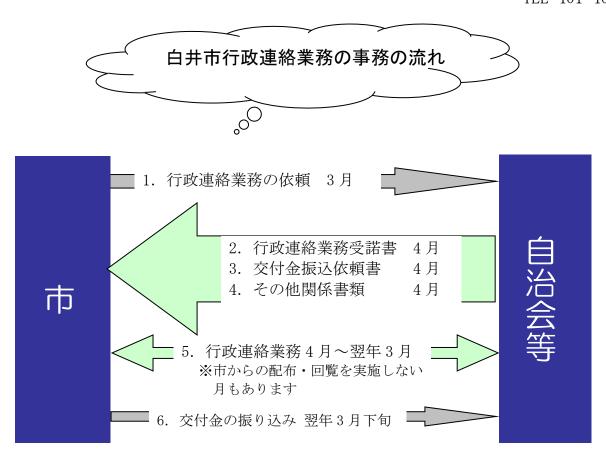
【例2】1,250 世帯で6回発送の場合 10,000円(基本割)+1,250(世帯数)×100円(世帯割)=135,000円 ■行政連絡資料(配布・回覧物等)送付先及び行政連絡調整担当者の報告 回覧等の配布先は、自治会等が指定する場所に送付します。(自治会等長宅、管理組合事務所、担当役員宅など)

また、連絡業務の受託や世帯数報告、各種補助金申請、自治会等相互の連絡調整は、自治会等の代表者が行うこととしています。その外の方が行う場合は連絡 先等を報告してください。(副自治会等長、副区長、副町会長、担当役員 等)

■自治会等長の個人情報の目的外利用に係る承諾

自治会等長の氏名等の個人情報(氏名・住所・電話番号)については、行政連絡業務以外の公益的な業務に利用させていただく場合があるため、ご承諾をお願いしています。

担当課:市民環境経済部 市民活動支援課 TEL 401-4078



(2) 市民自治組織活動補助金

■補助金趣旨について

市民自治組織の健全な育成を図ることを目的として、市民自治組織が実施する活動に要した経費の一部を自治会等に対して補助するものです。

この補助金は、自治会等の活動費として、自治会等に対して支払われるもので、自治会等長としての個人的な報酬ではありません。

補助金は必ず自治会等の銀行口座に繰り入れ、定例総会などで市民自治組織活動補助金として、市から収入があったことを会員の皆さんに必ず報告してください。

■補助金概要について

① 補助対象経費:市民自治組織が実施する<u>活動に要する経費</u> (※自治会等会員が自ら実施する活動)

ただし、次の経費は補助対象外とする。

- ① 会議に係る食事代及び1人当たり1回につき180円を超える茶菓代
- ② 懇親会費
- ③ 人件費及び賃金
- ④ 交際費及び慶弔費
- ⑤ 会員に対する報酬、謝礼等
- ⑥ 市民自治組織が所有する資産等に係る経費
- ⑦ 別に補助を受けている団体に対する補助金等
- ⑧ 他の制度により市からの補助等の収入がある経費
- ⑨ 政治・宗教活動に係る経費
- ⑩ その他市長が自己資金で支出することが適当と認める経費

② 補助金額·限度額

〈上限額〉 4月1日現在の会員世帯数×850円

- ※ 市民自治組織会員世帯数報告書に記載した4月1日現在の会員世帯数です。 年度途中に会員世帯数が増減した場合であっても変更はありません。
 - 注)補助金実績報告書の提出の際 [翌年3月] の補助対象経費を確認する 資料として、<u>「領収書」の保管</u>をお願いします。

領収書については、実績報告時に持参していただき、その場で確認いたします。 なお、一部の自治会等については実績報告時に提出をお願いします。

補助対象とならない経費例

①会議に係る食事代及び1人当たり1回につき180円を超える茶菓代

会議での茶菓代は180円までは補助対象ですが180円を超える額は補助対象外となります。

②懇親会費

- 一部の会員のみが参加する活動に係る飲食費
- ※活動の一部で、飲食(酒類購入費は除く)をする場合は補助対象となります。(例:夏祭り・餅つき大会・レクリエーション大会・クリスマス大会・スポーツ大会の経費等)

③人件費、賃金

市民自治組織で臨時雇いをした場合の人件費・賃金など

④交際費、慶弔費

近隣自治会等・学校等の会費・交際費、会員等に対する慶弔費(例:入・卒業祝い、祝電、 敬老祝い等の祝い金や記念品など)

⑤会員に対する報酬、謝礼等

自治会等長、役員等への報酬、通信費、謝礼品など

⑥市民自治組織が所有する資産等に係る経費

土地や集会所などの維持管理費(光熱水費・電話料金・火災保険料など)・集会所設置の設備 (エアコン・冷蔵庫・ガステーブルなど)

⑦別に市から補助を受けている団体に対する補助金等

別に補助金等を受けている団体やサークル等への補助金(高齢者クラブ、社会福祉協議会、 消防団など)

⑧他の制度により市からの補助等の収入がある経費

防犯灯助成金を受けた経費・街区公園等管理委託を受けた経費など

⑨政治・宗教活動に係る経費

神社など神社等に奉納する会費や玉串料・お札代など

⑩その他市長が自己資金で支出することが適当と認める経費

寄付金・募金・義援金など

※領収書で確認できない支出は、原則として補助対象外となります。但し、交通費等、領収書が発行されない支出は、任意様式により、自治会等長の証明(署名・捺印)がある場合に限り認めます。

なお、交通費については、目的地までの経路がわかる書類を添付してください。

【例】公共交通機関の場合・・・目的地までの最低運賃

自家用車の場合・・・目的地までの最短距離で1キロ20円として対象

■補助対象経費・補助対象外経費の区分例

[原則] ●自治会等会員が自ら企画・実施する活動に係る経費であること

- ●他制度の補助や活動に対しての対価を受けていないこと
- ●集会所等に常に設置する備品や資産でないこと

区分	補助対象経費 〇	補助対象外経費 ×
事務消耗品費	事務に係る経費及び消耗品費 例) 印刷・コピー代、インク代、コピー用紙・ ポスター用紙・ボールペン購入費など	
会議費	役員会などの会議に係る経費 例)補助上限額(1 人 1 回 180 円)茶菓代、施 設使用料など	会議に係る食事代 例)弁当代など 会議に係る1人1回につき 180 円を超える茶 菓代
事業・行事費	事業や行事等に係る経費 例)原材料費・行事保険費など 会員の親睦を深める行事に係る経費 例)夏祭り・餅つき大会・クリスマス会の経 費、バスチャーター代、パークチケット 代、販売・景品・原材料となる酒類など 地域の年中行事 例)御歩射など	他の制度の補助を受けている経費 一部の会員のみが参加する活動に係る飲食費 例)役員のみの懇親会など 酒類の購入 ※販売・景品・原材料は除く 会員に対する謝礼 行事終了後の反省会に要する経費 自治組織等が主催でない祭礼など 換金性の高いものに係る経費 例)商品券、金券など ※抽選会等の景品としての購入は除く
防災 活動費	防災活動などの経費 例)防災訓練時の非常食購入費、救急訓練に使用する AED のレンタル費など 市や法の定めにより設置が義務付けられている設備に係る経費 例)防災無線・防火水槽地代、消火器・火災報知機設置費など	他制度の補助を受けている経費 例)防災資機材の交付など 防災用品の備蓄に係る経費
防犯 活動費	防犯活動に係る経費 例)防犯パトロール時の腕章・ベスト・誘導灯 購入費、防犯灯の修繕に係る経費など	他制度の補助を受けている経費
環境 活動費	定期的な地区内・ゴミ集積所の清掃など環境活動に係る経費 例)除草剤購入費、刈払機の燃料代など	対価を受けている活動に要する経費 例)公園管理など補助金を得ている活動 業者等に委託した環境活動の経費 自治会等の資産となる経費 例)ゴミ集積所に常設するボックスなど
広報 活動費	広報活動に係る経費 例) 定期的に発行している自治会等会報誌の印 刷代など	
備品 購入費	活動に使用する備品購入に係る経費 例)イベント等で使用するイス・テーブル・テント・発電機・ラジカセ、車いす、台車などの活動用備品	自治会等の資産となる経費 例)エアコン・テレビ・冷蔵庫・ガステーブル・電子レンジ・パソコン・プリンター・靴箱・ロッカー等購入費、設置・修繕工事に係る経費など
その他	他団体等への補助金・負担金等の支出例)子ども会・自主防災組織・他団体と協働で実施する単年度内の実行委員会 ※他団体が下記①、②要件を満たしていること ①同一地区内で活動を実施している ②自治会等と事業を共催で実施している自治連合会に係る分担金 例)白井市自治連合会分担金、白井市自治連合会視察分担金 ※自治会支部活動に係るものは除く	市が補助を実施している団体への補助金・負担金 例)高齢者クラブ・消防団・まちづくり協議会など 政治・宗教等を目的とする団体への補助 義援金・寄付金 団体等の会費 私道等の工事費 自治会館の火災保険費 ●●小学校区分担金 祝電の費用

■市民自治組織活動補助金のながれ

原則 例外

	実績報告後に補助金振込	活動前に補助金振込
4月~翌年3月	①活動	の実施
6月中旬	②交付申請の様式	大等必要書類送付
6月中旬	③交付申請	
~7月末	※申請時、4月1日現在の自治組	織会員世帯数が分かる名簿を確認
市に提出後	 ④交付決定	通知事学付
約1カ月以内	受文的状态	四州首次□
6月中旬		⑤概算払い請求
~7月末		の成弁はい時代
請求から		⑥補助金の上限額を振込
約1カ月以内		受情労並 ジエ依領を派と
1月中旬	⑦実績報告の様式	广等必要書類送付
翌年1月中旬	8実績報告	
~3月中旬	※報告時、活動で使われた購入品	・購入日が分かる領収書等を確認
報告から	(Q)	定通知書送付
約1カ月以内	○ 文 门 作E /	C 地名
翌年1月中旬	⑩交付請求	
~3月中旬	迎文 刊 謂 秋	
請求から	①補助金の交付請求額を振込	⑫補助金の上限額を使わなかった
約1カ月以内	型間切並の文目間水銀を派及	場合は、差額を返金

※表の塗りつぶし部分が自治会等に行っていただく部分です

■詳細

①活動の実施【4月~翌年3月】

自治会等の会計年度に係らず、4月1日から3月31日までに支出した補助対象経費が対象です。

②交付申請の様式等必要書類送付【6月中旬】

市から各自治会等長にメール又は郵送で依頼します。

③交付申請【6月中旬~7月末】

②で送付した書類と名簿(確認のみ)を市へ提出します。

④交付決定通知書送付【市に提出後約1カ月以内】

申請いただいた内容を基に、交付決定通知書を各自治会等長へ送付します。

⑤概算払い請求【6月中旬~7月末】

自己資金がなく活動に影響がある自治会等については、市に概算払い請求を行います。

⑥補助金の上限額を振込【概算払い請求から約1カ月以内】

自治会等の口座に補助金をお振込みします。

⑦実績報告の様式等必要書類送付【翌年1月中旬】

市から各自治会等長にメール又は郵送で依頼します。

⑧実績報告【翌年1月中旬~3月中旬】

⑦で送付した書類と、補助対象経費の領収書等(一部自治会を除き確認のみ)を市へ提出します。

⑨交付確定通知書送付【市に提出後約1カ月以内】

申請いただいた内容を基に、交付確定通知書を各自治会等長へ送付します。

⑩交付請求【翌年1月中旬~3月中旬】

交付確定額と同額を市に請求します。

印補助金の交付請求額を振込【請求から約1カ月以内】

自治会等の口座に補助金をお振込みします。

⑫補助金の上限額を使わなかった場合は、差額を返金

補助対象経費が⑥でお振込みした額を下回った場合は、差額を市に返金します。

2) 市以外からの補助金

市の補助制度以外に、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業があります。これは、宝くじの普及広報事業の一環として、コミュニティの健全な発展を図ることを目的に、地域の市民自治組織等が実施するコミュニティ活動に対し助成をするものです。

(1) 助成事業

- ①一般コミュニティ助成事業
- ②コミュニティセンター助成事業
- ③青少年健全育成助成事業

(2) 助成対象事業者

- ○市(区)町村
- ○コミュニティ組織(自治会等)

(3) 助成金

①一般コミュニティ助成事業

コミュニティ活動に直接必要な施設又は設備の備品購入助成。 例 太鼓、テント、神輿、スポーツ用具、コミュニティ掲示板など。 ※防災目的の備品・医薬品等、一部項目については補助対象となりません。 100万円から250万円まで ※10万円単位(10万円未満を切り捨て)

②コミュニティセンター助成事業(新築工事費、大規模修繕費)

住民の需要の実態に応じた機能を有する多目的な総合施設(コミュニティセンター・集会所等)の建設整備費及び躯体本体とその附帯設備を対象とする大規模修繕費助成。

- ※助成を受けられる団体は、認可地縁団体に限ります。
- 対象となる総事業費の5分の3以内に相当する額。2,000万円を限度

(4) 助成の申請手続き等

助成金は制度上、市がとりまとめ、市に交付されますので、市にお申し込みください。なお、助成の決定にあたっては、千葉県の配分枠があり、必ずしも採択されるとは限りません。

また、申請を希望する自治会等が多数の場合は、市の評価基準により選考します。詳細については、担当課に要綱等がありますので、相談してください。

担当課:市民環境経済部 市民活動支援課 TEL 401-4078

3) 自治会配布・回覧

令和7年度の配布・回覧実施予定は下表のとおりです。

配	布	月	配	布	予	定	日
	令和74	年 4月		11	日 (:	金)	
		5月		9	日 (:	金)	
		6月		13	日 (:	金)	
		7月		11	日 (:	金)	
		8月		8	日 (:	金)	
		9月		12	日 (:	金)	
		10 月		10	日 (:	金)	
		11 月		14	日 (:	金)	
		12 月		12	日 (:	金)	
	令和8年	年 1月		9	日 (:	金)	
		2 月		13	日 (:	金)	
		3 月		13	日 (:	金)	

- ※ 上記の日程は予定です。配布予定日であっても回覧物等のない場合や配布予定日以外でも、臨時に回覧物等の配布をお願いする場合があります。
- ※ 市からのお知らせ等がない場合は、配布・回覧を実施しません。また、その際にご 連絡は致しませんので、ご了承ください。
- ※ 転出、転入者等により、**配布回覧物の数量や担当者に変更があった場合は、下記担 当課までご連絡ください。**
 - ・配布・回覧物の実施の有無は、白井市公式ホームページ (毎月発送予定日の週の月曜頃更新) をご確認ください。

担当課:市民環境経済部 市民活動支援課 TEL 401-4078

4)コミュニティ用貸出備品一覧

市では、夏祭りやスポーツ大会などを支援するため、下記のコミュニティ用備品 を無料で貸し出ししています。

備 品 名	数量	備考	申 請 方 法 等
テント	24 張	横幕の貸出有り	○使用料:無料
$(3.6 \text{ m} \times 5.4 \text{m})$			○申請書:コミュニティ備品借用願
餅つき用具	2組		○提出先:市民環境経済部 市民活動支援課
内訳 (1組)			○申請受付:使用日の属する月の2ヶ月前の初
かまど	1	別途コンロ必要	
かま	1(直径 29 cm)		の窓口、または FAX・メールで申請
せいろ	2(直径 29 cm)		例)6月21日に借用する場合は、4月1日か
すのこ	2		ら 6 月 14 日までの市役所開庁時間中に借
ふた		- 2 本 田	用申請を行う。
餅つき機	1(2升~3升)	つき専用	※市民活動支援課窓口・電話・メールで空き
調理用鍋	2		状況を確認できます。
	(直径 42 cm)		※申請が重複した場合は、貸出し数の調整を協
子ども用神輿	1 基	付属備品有り	議します。
		担ぎ棒、麻紐、ゴム材	
法被	大人 14 枚	返却時	輿の貸出し予定がない場合は、法被のみ貸出
	子ども 20 枚	クリーニング	します。
紅白幕	1枚		※申請団体の団体内事業(参加者に制限がある
	$(1.8 \text{m} \times 9 \text{m})$		場合等)には貸出しできません。
	(======================================		例:サークルでのお花見
			特定の人達へのボランティア活動 等

担当課:市民環境経済部 市民活動支援課

TEL 401-4078

白井市自治連合会では、自治宝くじの助成金により、自治連合会所属の自治会等が行事で利用できるよう、下記の備品を整備しました。

備品名	数量	備考	申請方法等		
備 品 名	数 里	1/用 与	申 請 方 法 等		
臼・杵	一式 臼 1 杵(大) 2 杵(小) 1		○使用料:無料○申請書:白井市自治連合会備品借用申請書○提出先:市民環境経済部 市民活動支援課(事務局)○申請受付:使用日の属する月の2ヶ月前の初日か		
			ら使用日の7日前までに市民活動支援課の窓口、またはメールで申請例:6月21日に借用する場合は、4月1日から6月14日までの市役所開庁時間中に借用申請を行う。 ※市民活動支援課窓口・電話・メールで空き状況を確		
放送用機材	一式 マイク(有線)1		認できます。 ※申請が重複した場合は、貸出し数の調整を協議しま す。		
	マイク(無線)1 アンプ 1	単1電池8つ	※窓口で申請する場合は、市役所の開庁日の午前8時 30分から、午後5時15分の間にお越しください。		

問い合わせ先:(白井市自治連合会 事務局)市民環境経済部 市民活動支援課 TEL 401-4078

5) 市民活動保険制度について

市では、市民活動の輪が広がり市民の皆さんが安心して市民活動を行えるよう市民活動中に生じた事故、損害など補償する保険制度を導入しています。 申し込みや登録などの手続きは不要で、掛け金は市が負担します。 詳しくは担当課にお尋ねください。

■対象となる活動

- ・活動拠点が市内にあり、構成員が5人以上の団体(過半数が市内在住・在勤または在学)による広く市民や地域、社会のために行われる公益的な活動
- ・無報酬で行う活動(交通費などの実費は報酬に含みません。)
- ・自主的かつ計画的に行う活動
- ◆対象となる市民活動例

地域清掃活動、地域主体の祭り、地域防犯・防災活動、交通安全運動など 社会奉仕・社会福祉活動、子どもの見守り活動など

■対象とならない活動

宗教、政治、営利を目的とした活動、学校の管理下(PTA活動など)における活動、会員のみを対象とした親睦目的のスポーツ活動、サークル活動、自然災害や危険を伴うことがあらかじめ分かっている活動、日本国外の活動など

※市民活動を行っている人が対象となる制度のため、催し物への参加者および 来場者は対象となりません。

■補償内容

賠償責任事故 市民活動を行っている人が、第三者の身体または財物に損害を与 え、法律上の賠償責任を負う場合に補償

傷害事故 市民活動を行っている人が、活動中に負傷した場合に補償

■事故発生時の手続き

活動中に事故が発生したら市民活動団体の責任者などを通じて、速やかに市民活動支援課に連絡をしてください。連絡後、市から「事故報告書」を送付します。

6) 自治会等の個人情報について

自治会等の非営利組織であっても、個人情報の保護に関する法律の対象となります。つきましては会員の個人情報を取得するには下記の点に注意して取り扱ってください。

- ●新規自治会等加入者の個人情報を取得する場合には、「個人情報は、自治会等活動の目的に使用いたします。」等の記述を加えるなど利用目的を伝えてください。
- ●自治会等名簿を自治会員に配布する際には「名簿を自治会等活動以外の目的に 使用しないよう取り扱いに中止してください」等の記述を加え、取得した個人 情報は利用目的の範囲内で利用してください。

また、自治会等で管理する名簿は、各自治会等であらかじめ個人情報の取扱いのルールを決めておくようにしましょう。

- 例 ・漏洩や紛失を防ぐため、紙の名簿は鍵のかかる引き出し等で保管する。
 - ・パソコン上の名簿はパスワードを設定する。など

担当課 市民環境経済部 市民活動支援課 TEL 401-4078

7)参加・協働事業

①まちづくり協議会設立支援事業

■目 的

少子高齢化の進行、地域のつながりの希薄化、地域の担い手不足等により、防 災、防犯、福祉、コミュニティづくり、健康づくり、子育て支援等の地域の課題が 複雑化してきています。

この事業では、生活に身近で互いに顔が見える小学校区域で、地域の団体や市民の皆さんが主役となり、互いに協力・連携し、地域の課題解決や魅力づくりに取り組んでいく「小学校区単位のまちづくり」を推進していくことを目的としています。

■小学校区でまちづくり協議会の設立

白井第二小学校区みどりの里づくり協議会(令和4年1月15日設立) 白井第三小学校区まちづくり協議会(令和4年2月6日設立) 大山口小学校区まちづくり協議会(令和4年2月27日設立) 南山小学校区まちづくり協議会(令和6年12月15日設立)

■令和7年度の予定

清水口小学校区では、令和7年度に小学校区まちづくり協議会設立準備会を設立 しました。令和8年度には協議会の設立を予定しております。その他の小学校区で は、まちづくり協議会等の取組事例を紹介し、小学校区単位のまちづくりの機運の 醸成を図っていきます。

■担 当 課

市民環境経済部 市民活動支援課 TEL 401-4078

②ごみゼロ運動

■目 的

地域環境美化の推進のため、ごみゼロ運動を実施し、一人ひとりの環境美化に対する意識の向上を図り、清潔で快適な生活環境の実現を目的としています。

■開催内容

開催日 5月25日(日)

実施場所 市内の道路周辺など

■担 当 課

市民環境経済部 環境課 きれいなまちづくり係 TEL 401-5429

③総合防災訓練

■目 的

白井市地域防災計画に基づく、災害時の応急対策(活動)に関する検証と住民 の防災意識の高揚を目的としています。

■開催内容

開催予定日 2月1日(日)

実施場所 白井総合公園(予定)

■担 当 課

総務部 危機管理課 危機管理係 TEL 401-4650

8) 協力・依頼事業

①緑の募金

■目 的

緑の募金運動は、「緑の募金法」に基づき千葉県緑化推進委員会が森林整備及 び緑化の推進等を目的としており、募金は、地域の緑化推進事業などに使われて います。

■募金推進期間

4月15日~5月31日

※募金推進期間終了後も、随時募金は受付しています。

■担 当 課

市民環境経済部 産業振興課 農政係 TEL 401-4631

②日本赤十字社活動資金の協力

■目 的

日本赤十字社は、"人間のいのちと健康、尊厳を守る"ことを基本的な使命として、人道的活動を行っている団体です。活動資金は募金によって賄われています。

■活動概要

活動資金は、国際救援活動とともに国内においては、献血活動、災害救護活動、医療活動、救急法などの講習普及事業等に使われています。

■協力依頼期間

日本赤十字社千葉県支部では、毎年5月・6月を「赤十字運動月間」とし、活動資金の協力をお願いしています。

■担 当 課

福祉部 社会福祉課 厚生係 TEL 497-3482

③赤い羽根共同募金運動

■目 的

赤い羽根共同募金は、地域ごとの使い道や集める額を事前に定めて募金をお願 いする『計画募金』で、地元の社会福祉協議会へ配分され災害対策費などにも使 われるほか、民間の社会福祉施設や社会福祉事業へ助成されます。

■運動期間

赤い羽根共同募金 10月1日~3月末日

■担 当 課

(福) 社会福祉協議会内(千葉県共同募金会白井市支会) 492-5713

④社会福祉協議会会員募集(社協会員募集)

的

社会福祉協議会(社協)は、市民の皆さんや法人、各種福祉団体等が会員となって 構成される団体です。

会員の皆さんから納付された会費は、各種相談事業や福祉サービス、ボランティア 育成をはじめ、地区社会福祉協議会への活動支援を通じて地域における様々な福祉 の課題に取り組む事業を実施するために使われています。

■社協会員募集期間

毎年10~3月を「社協会員募集月間」とし、社協会員を募集しています。

■担 当 課

(福) 社会福祉協議会 TEL 492-5713

⑤チャリティバザーへの募品

■目 的

白井ふるさとまつりの会場において、「福祉のまちづくり」の資金作りを目的とし たチャリティバザーを開催します。このバザーは、住民の皆様の善意による寄贈品 を販売し、その売上金を福祉活動資金に充当するものです。

■募品募集期間

10月上旬~中旬

■担 当 課

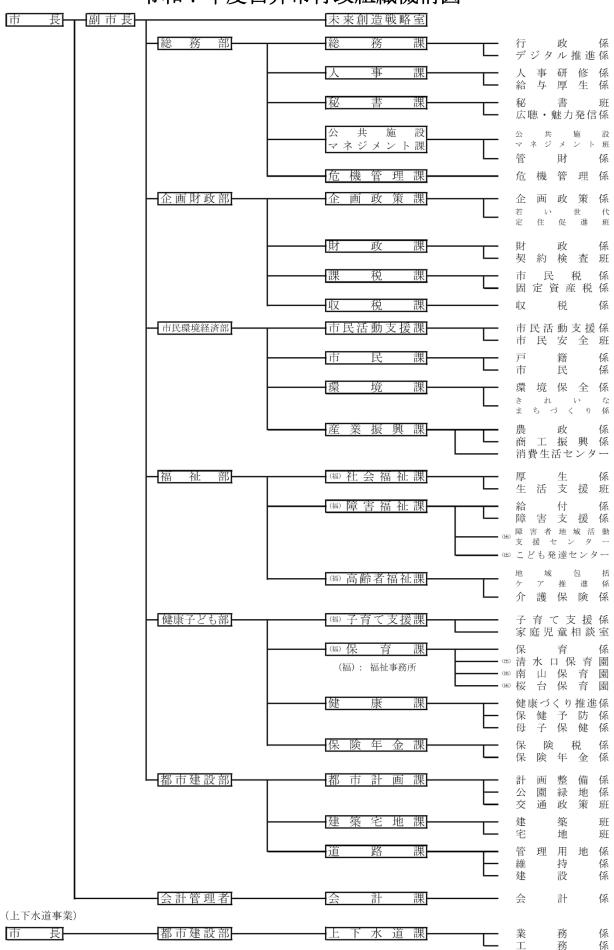
(福) 社会福祉協議会 TEL 492-5713

9) 自治会等の事業と関連のある主な関係・担当課一覧

自治会等の事務や事業・イベントを行う際に、係わりの深い主な市の関係・担当 課を一覧にしています。必要な手続き等は関係・担当課にご確認ください。

	 主な事業	関係	<u>・</u> 担当課
自治会等	自治会等活動全般の相談に関すること	市民活動支援課	市民活動支援係
	自治会等への補助金に関すること	市民活動支援課	市民活動支援係
	白井市自治連合会に関すること	市民活動支援課	市民活動支援係
生活環境	ごみゼロ運動に関すること	環境課	きれいなまちづくり係
	生活環境指導員に関すること	環境課	きれいなまちづくり係
	一般廃棄物に関すること	環境課	きれいなまちづくり係
	市の放射線対策に関すること	環境課	環境保全係
	野犬に関すること	千葉県動物愛護センター	- 0476-93-5711
防犯 · 防災	防犯指導員に関すること	市民活動支援課	市民安全班
	防犯灯に関すること	道路課	管理用地係
	防犯パトロールに関すること	市民活動支援課	市民安全班
	防災訓練に関すること	危機管理課	危機管理係
市の東	白井市表彰に関すること	秘書課	秘書班
	市長との懇談に関すること	秘書課	広聴・魅力発信係
事務	広報しろいに関すること	秘書課	広聴・魅力発信係
• 車	なるほど行政講座に関すること	企画政策課	企画政策係
事 業 一 般	統計調査に関すること	企画政策課	企画政策係
	国・県の事務に関する相談(行政相談)	総務課	行政係
	選挙・投票立会人に関すること	選挙管理委員会	(総務課 行政係)
地	民生委員に関すること	社会福祉課	厚生係
域福	地域の高齢者の見守りに関すること	高齢者福祉課	地域包括ケア推進係
祉	健康に関すること	健康課	健康づくり推進係
市所有	公園の管理・利用に関すること	都市計画課	公園緑地係
	市所有地の賃借に関すること	公共施設マネジメン	
	ふるさとまつりに関すること	産業振興課	商工振興係
	道路の通行止めに関すること	印西警察署	0476-42-0110
	道路(市道)使用承認に関すること	道路課	管理用地係
イベ	飲食物の衛生・販売許可に関すること	印旛健康福祉センター (印旛保健所)	043-483-1137
シ	子ども神輿・テント・もちつき機の貸出	市民活動支援課	市民活動支援係
 	日・杵、放送用機材(マイク・アンプ)の貸出	市民活動支援課	市民活動支援係
	なし坊の着ぐるみ貸出	秘書課	広聴・魅力発信係
	輪投げ等遊具の貸出	生涯学習課	スポーツ振興係
	文化会館の利用に関すること	文化センター	会館係
募	緑の募金	産業振興課	農政係
23	日本赤十字社活動資金	社会福祉課	厚生係
金	赤い羽根共同募金運動	社会福祉協議会	
	社会福祉協議会会員加入・会費募集に関すること	社会福祉協議会	

令和7年度白井市行政組織機構図



4. 自治会等関連Q&A

- Q 自治会等未加入世帯の加入促進を図るためのよい方法はありますか。
- A 新たに自治会等の区域内に引っ越してきた世帯など、自治会等に加入していた だけないケースが増えており、多くの自治会等で課題となっているようです。

自治会等活動の楽しさや地域に果たしている役割を理解していただけるように、若い世帯や子どものいる世帯が参加しやすい行事の開催や、自治会等の広報紙を配布するなど、自治会等活動の大切さや楽しさを伝えることが必要です。

自治会等に加入しているか否かを問わず、会員でない住民の参加も歓迎しているという姿勢を示すことが、より多くの住民が参加する自治会等活動につながるのではないでしょうか。

市では、会員の加入促進を支援するためにチラシ等を作成していますので、ご 活用ください。

自治会チラシ (日本語)表



 自治会チラシ(英語)



担当課:市民環境経済部 市民活動支援課 TEL 401-4078

- **Q** 市から依頼のあった回覧、配布物は、どの範囲まで配布すればよいでしょうか。
- A 市からの回覧物等の配布は、自治会等に依頼しているところですが、市からの情報を広くお知らせするためにも会員世帯に配布、会員世帯外への配布について もご協力をお願いします。詳細については、市民活動支援課に相談してください。

担当課:市民環境経済部 市民活動支援課 TEL 401-4078

- **Q** 市の依頼以外に民間の福祉団体などから寄付、物資の配布を直接依頼された場合は、どのように扱ったらよいですか。
- A 各自治会等の判断で取り扱いを決めてください。

担当課:市民環境経済部 市民活動支援課 TEL 401-4078

- Q 回覧板の台紙が壊れて使えなくなりました。どうしたらいいですか。
- A 回覧板は市が無料で配布します。必要な場合は、担当課の窓口までお越しくだ さい。

担当課:市民環境経済部 市民活動支援課

TEL 401-4078

- **Q** 自治会等の所有する土地・建物を自治会等の名義で登記することができますか。
- A 地方自治法第260条の2により、自治会等は、認可地縁団体となることで、法 人格を取得できるため、自治会等の名義で登記することができます。 詳しくは、市民活動支援課にお尋ねください。

担当課:市民環境経済部 市民活動支援課

TEL 401-4078

- Q 自治会等を組織した場合、どのような補助がありますか。
- A 市では、自治会等に対し、以下の補助金を交付しています。
- 1. 市民自治組織活動補助金

自治会等の健全な育成を図ることを目的として、自治会等が実施する活動に要した経費の一部を自治会等に対して補助するものです。

補助金額は<u>毎年4月1日現在の自治会等会員世帯数に850円を乗じた額</u>です。 ≪補助金算定の例≫ 会員世帯数:200世帯 補助金額:170,000円(200世帯×850円) **※詳細については、14~17 ページに記載しています。**

> 担当課:市民環境経済部 市民活動支援課 TEL 401-4078

2. 行政連絡業務交付金

市政の円滑な推進と住民福祉の向上を図ることを目的として、配布・回覧等の連絡業務を自治会等に依頼していることに対して交付しているものです。

■交付金の額と計算方法

自治組織へ発送した回数に応じた額+世帯数×100円

配布・回覧発送回数	額
1回以上5回未満	5,000円
5回以上9回未満	10,000円
9回以上	15,000円

※詳細については、12・13ページに記載しています。

担当課:市民環境経済部 市民活動支援課 TEL 401-4078

3. 資源回収運動奨励金

市は廃棄物の資源化に対する意識の向上を図ることを目的として、紙類、布類、ビン類、金属類の資源回収を行う自治会等の登録団体に対して、奨励金を交付しています。

《交付金額》

回収重量1キログラムにつき5円

≪交付回数≫

年2回

≪団体登録申込方法≫

資源回収運動登録申込書等を環境課に提出してください。

様式は市ホームページに掲載しています。

詳しくは担当課にお尋ねください。

担当課:市民環境経済部 環境課 きれいなまちづくり係 TEL 401-5429

- **Q** 自治会等で講座等を開催したいと考えていますが、良い方法はありますか。
- A 市では、市の職員が皆さんのところに直接お伺いして、市政の取組状況や身近な問題について、分かりやすく説明する「なるほど行政講座」を実施しています。 講座内容は、行政、市民参加、保険、福祉、保健・医療・予防、消費、農業、環境、都市、公共交通、防災・防犯、教育などに区分され、令和7年4月現在で62講座を用意しています。

この中から、皆さんが知りたいこと、聞きたいことを自由にお選びください。 申し込みについては、概ね10人以上の団体で、開催日の20日前までに、市公式LINE、電話又は直接各講座の担当課までご連絡ください。

なお、会場の手配や進行、参加者への通知は自治会等でお願いします。 (詳細については、白井市ホームページにてご確認ください)

白井市 HP

担当課:企画財政部 企画政策課 企画政策係 TEL 401-5998



- Q 市長と気軽に地区の問題や、課題を話し合える方法はありますか。
- A 市では、まちづくりの身近な問題や課題等について、市長と直接意見交換ができる「ミニ懇談会」を常時受け付けています。

自治組織をはじめ、任意の団体・サークル、その他小さな単位での懇談会を行い、市民と行政の相互理解をより一層深め、市民参加のまちづくりを積極的に進めます。

(対 象)

市内に在住・在勤・在学する者など3人以上のグループ

(テーマ)

市の施策、事業等に関するもので、申込者が希望するもの

(時 間)

1時間30分程度(土曜日・日曜日・祝日を含み、午前9時から午後9時までの間)

注:12月29日から翌年の1月3日は、除く

(会場)

市役所会議室またはその他の場所

注:その他の場所で行う場合の会場手配は、申込者で行ってください。

(申込方法)

まず、電話又はEメールで次の項目について秘書課広聴・魅力発信係までご連絡ください。

- ・団体名 (グループ名)、代表者または窓口の方の住所、氏名、連絡先
- ·希望日時(第1希望、第2希望)
- ・会場(市役所会議室又はその他の場所)
- ·参加予定人数
- ・テーマ

後日、ミニ懇談会申込書に必要事項を記入の上、秘書課広聴・魅力発信係まで 提出してください。

注:市長の公務等により開催希望日時に添えない場合がありますので、あらかじめ ご了承ください。

担当課:総務部 秘書課 広聴·魅力発信係

TEL 401-6913

メールアドレス miryoku@city.shiroi.chiba.jp

- **Q** 道路などにゴミが散乱しているため、自治会等として定期的にゴミ拾いなどの環境美化活動を実施したいのですが支援制度はありますか。
- A 市では、自主的な地域の環境美化活動を"まちピカ大作戦"と称し、実施を申請していただいた団体にはごみ袋の提供などにより、活動を支援しています。

また、継続的・定期的に道路や公園などの環境美化活動を推進する団体に支援 するアダプトプログラムといった制度もあります。

詳しくは、担当課にお尋ねください。

担当課:市民環境経済部 環境課 きれいなまちづくり係 TEL 401-5429

- Q 防災などに関する情報を知りたい場合は、どのような手続きが必要ですか。
- A 市や県では、警察から提供された不審者情報、災害発生情報など市民生活に役立つ情報を携帯電話やパソコンに電子メールで配信するサービスを行っています。メールの受信を受けるには、あらかじめ皆さん自身でメールアドレスを登録する必要があります。登録は無料ですが、登録や配信に要する通信費等の費用は、利用者の負担となります。

1. 【しろいメール配信サービス】

登録用QRコード

市では、市からのお知らせや災害・気象情報・防犯情報、健康・保健情報などの市民生活に役立つ情報を皆さんのパソコンや携帯電話に電子メールで配信するサービスを行っています。



右記のQRコードを読み取り、空メールを送信して手続きを行うことで、簡単に登録ができます。詳しくはホームページをご覧ください。 URL: https://www-sa.smart-lgov.jp/user/manage/shiroi

2. 【ちば防災メール】

登録用QRコード

千葉県では、大雨・洪水などの気象警報・注意報の発令と解除や、 地震情報・週間天気情報・土砂災害警戒情報・県からのお知らせ等の 情報を電子メールで配信するサービスを行っています。登録には、右 記のQRコード又は下記のURLからホームページへ行き、登録フォ ームに必要事項を記入してください。



URL: https://chibapref3.bosai.info/bosaimail/index.html

担当課 しろいメール配信サービス:総務部 総 務 課 TEL 401-5220 ち ば 防 災 メ ー ル:総務部 危機管理課 TEL 401-4650

- Q 自主防災組織を設立するには、どのような手続きが必要ですか。
- A 災害から身を守り、財産を守るため地域に住む皆さんがお互いに協力しあい、 地域全体の安全を守るための組織を「自主防災組織」と呼んでいます。

この組織は、自治会、区、町会又は地理的に一団地を形成する地域住民等を単位とした自主的な防災活動を目的とする、概ね 30 世帯以上で結成される団体です。

自主防災組織の設立に当たっては、市に自主防災組織設立届出書及び添付書類として組織の規約、構成員名簿、防災計画を提出してください。

詳しくは、担当課にお問い合わせください。

担当課:総務部 危機管理課

TEL 401-4650

- **Q** 自主防災組織を設立し、防災資機材を必要とする場合、どの程度助成しても らえるのでしょうか。
- A 自主防災組織の申請に基づき審査を行い、県の補助事業として採択された場合 に、自主防災組織に対して設立時の1回に限り防災資機材を交付しています。

交付する防災資機材の概要及び限度額は、下表のとおり自主防災組織の加入世帯に応じて異なります。また、自主防災組織に防災資機材を格納する施設がないときは、格納庫も対象としています。

詳しくは、担当課にお問い合わせください。

六人上上,在下十八八次+份		交付防災資機材等整備経費の限度額			
交付対象防災資機 材等の種目	区分	基準(世帯	限度額(千円)		
47.44.54.11		数)	格納庫含まない	格納庫含む	
消火器、消火バケ ツ、メガホン、腕 章、強力ラルト、 章、強力ラルトで が、大き が、大きな が、ないで、 が、ないでで、 が、ないで、 が、ないで、 が、ないで、 はいで、 はいで、 はいで、 はいで、 はいで、 はいで、 はいで、 は	1	100 以下	400	500	
	2	101~200	500	600	
	3	201 以上	600	700	

担当課:総務部 危機管理課

TEL 401-4650

- Q 自主防災組織の活動は、どのようにしたらよいのでしょうか。
- A 自主防災組織の活動については、防災訓練(救護、初期消火、給食給水、避難 誘導訓練等)の実施や、パンフレットの発行、資機材の整備等を行い地域住民の 防災意識の高揚を図ることが大切です。

自分たちの地域は、自分たちで守る事が必要です。災害による被害を最小限に くい止めるためにも、毎年訓練等を実施するとよいでしょう。

訓練の実施等については、危機管理課または管轄区域の消防署にご相談ください。

なお、市では、なるほど行政講座(白井市危機管理監による防災講話)や、自主防災組織が行う防災訓練や自主防災組織を設立しようとしている団体への研修会等に、防災アドバイザーの派遣を行っていますのでご活用ください。

担当課:総務部 危機管理課

TEL 401-4650

- Q 防犯灯の設置要望は、どのようにしたらよいですか。
- A 防犯灯の設置要望については、自治会等ごとに要望を受け付けますので、市ホームページに掲載している『防犯灯の新設について』の様式に記入の上、11 月末までに都市建設部道路課管理用地係に提出をお願いします。

設置の要望箇所については、白井市防犯灯設置等に関する要綱に基づき検討させていただきますが、ご要望にお応えできない場合もあります。

詳しくは、道路課管理用地係にお問い合わせください。

担当課:都市建設部 道路課 管理用地係 TEL 401-5147

- Q 自治会等で防犯カメラを設置する際に、補助制度はありますか。
- A 地域の防犯活動を支援するため、防犯カメラを設置する自治会 及び商店街組合等に対して、予算の範囲内において設置費用の 一部を補助してます。



補助対象団体は、以下の要件をすべて満たしていることが条件です

- ① 自主的な防犯活動を行うパトロール隊が組織されていて、補助金の交付申請時までに地域における活動(概ね1年以上継続した自主防犯パトロールの実施など)の実績があり、かつ、今後の活動が見込まれること。
- ② 白井市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに準拠すること。
- ③ 補助金の交付申請を行った年度内に防犯カメラの設置が完了すること。
- ④ 防犯カメラを設置する場所の所有者の同意又は許可を得ていること。
- ⑤ 防犯カメラの設置について、他の法令等により、国、県又は市から補助金の交付を受けていないこと。

【防犯カメラ設置基準等】 詳しくは、市ホームページをご覧ください。



- ・公道等(不特定多数の車両や人が通行する場所)の画像面積が2分の1以上であること。
 - (対象外:マンション等の敷地内や駐車場)
- ・個人のプライバシー保護に十分配慮し、撮影範囲は 必要最小限とし、特定の個人、建物等を監視しない こと。など

【補助金の額】

防犯カメラ1台につき、補助対象経費の1/2の額 1台当たりの限度額は20万円 (千円未満の端数は切り捨て) ※設置年度により限度額が変わる場合があります。 市ホームページ 「自治会等が設置する 防犯カメラ設置費の 一部を補助します」



【申請に際して】

- ・防犯カメラの維持管理費等(保守管理費、電気料、設置柱に係る共架料、修理費) は、設置団体の負担となります。自治会等内で、十分検討したうえで決定する ようにしてください。
- ・この事業は、千葉県の補助制度を活用していますので、状況により、補助制度が 活用できない年度もあります。
- ・この事業は、事前協議制です。
 - <u>補助金の交付申請年度の前年度の8月末までに事前協議を行う必要がありますので</u> ご注意ください。
 - ※これから事前協議を行う場合は、令和7年度に設置となります。 補助金が交付決定される前に、防犯カメラを設置してしまった場合は、補助の 対象とはなりませんのでご注意ください。
- ・<u>提出書類の準備や手続き含め、設置完了まで、1年半程度を要します。</u> 補助制度を活用する計画がある場合は、お早めにご相談下さい。

担当課:市民環境経済部 市民活動支援課 市民安全班 TEL 401-4081

- Q ごみ集積所の設置(移設)をしたいと思いますが、手続きを教えてください。
- A 新しい住宅が建設されて、ごみ集積所を新たに設置する場合や場所を変更する場合は、供用開始の 10 日前までに環境課きれいなまちづくり係に申請をしてください。

現地調査等により、歩行者やごみ収集車等の安全確保などに問題がないことが確認できれば、収集を開始します。

ごみ集積所の維持管理は、ごみ集積所の利用者にお願いしているため、地域の皆さんで設置場所や清掃当番などの維持管理について、十分に話し合いをして決定してください。

なお、私有地等を使用する場合は、土地所有者の承諾が必要となります。

担当課:市民環境経済部 環境課 きれいなまちづくり係 TEL 401-5429

- Q 市が管理する公園を自治会等に管理委託する制度はありますか。
- A 市では、原則3人以上で構成され、管理作業を継続的に実施できる団体等に委託する制度を設けています。詳しくは、担当課にお尋ねください。

担当課: 都市建設部 都市計画課 公園緑地係 TEL 401-4691

- Q 自治会等長は男性が多いようですが、男性の方が向いているのですか。
- A 令和7年5月時点で、市内には97の自治会等があり、そのうち女性の自治会等 長は10人、比率としては10.3パーセントになります。

白井市では、白井市男女平等推進行動計画を定め、意思決定分野への女性の積極的な参画を推進しています。自治会等の会長や役員についても、経験や能力、意欲のある男女が共に自治会等運営に参画することで、より多様な視点と経験を反映することができます。現状として女性は育児・介護を含む家事を多く担っていることから、女性が参画することで、自治会等活動に生活者としての視点をより反映されることが期待されます。

担当課:市民環境経済部 市民活動支援課 TEL 401-4078

- Q 自治会等で地震に備えた取り組みはありますか。
- A 地震による被害を最小限にとどめる「減災」のために、自分の家族や財産を自分で守る「自助」が基本ですが、近隣住民や自治会等で行う防災訓練や災害対策の「共助」も大切であり、自治会等として耐震に関する意識を高めていくことが重要です。

市では、災害に強いまちづくりのために、建築物の耐震化を促進しています。 木造住宅の耐震相談会(年6回程度)を開催しており、昭和56年5月31日以 前に建築された住宅を対象とした、耐震診断及び耐震改修工事に要する費用の一 部について補助する制度も設けています。

耐震化の重要性などを周知するために、リーフレットを用意しておりますので、自治会等での自主防災活動などに、ぜひご活用ください。

詳しくは担当課にお尋ねください。

担当課:都市建設部 建築宅地課

TEL 401-4675

- **Q** 自治会等に対して、回覧等による署名活動を依頼された場合は、どのように 取り扱ったらよいですか。
- A 署名は個人の意思を尊重し行われるものであり、団体等が強要や強制して求めることはできませんので、この点に注意して回覧してください。

担当課:市民環境経済部 市民活動支援課 TEL 401-4078

- **Q** 自治会等活動資料や総会資料などを印刷したい時に、どこか利用できるところはありますか。
- A 各センターの印刷機が使用(有料)できますので、お近くのセンターでお尋ねく ださい。

担当課:市民環境経済部 市民活動支援課 TEL 401-4078 Q 空き家に関する相談窓口はありますか。

A 空き家の所有者及び近隣住民からの相談窓口は、建築宅地課(東庁舎2階31番窓口)で、お伺いします。平成27年に施行された空き家に関する法律では、空き家の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家の適切な管理に努めるものとされています。

空き家を管理不全の状態で放置した結果、家屋の一部が飛散したり家屋が倒壊したりすることなどにより他人に被害を与えた場合には、その所有者又は管理者が責任を問われる可能性があることから市のホームページでも注意喚起を行っています。

また、市では所有者等に対し空き家の適正管理を促すため、固定資産税の納税 通知書に同封する文書への掲載のほか、終活支援講座で受講者へのチラシ配布、 死亡届の提出時に配布するお悔みハンドブックへの掲載、啓発チラシを関係課窓 口に備え置くなど、啓発に努めているところです。

空き家に関する相談は多方面に渡りますので、啓発チラシや市のホームページ をご覧の上、ご相談ください。

担当課:都市建設部 建築宅地課

TEL 401-4675

Q 自治会等会費からまとめて赤い羽根等の募金を行うことはできますか。

A 緑の募金、赤い羽根共同募金等の募金は、それぞれの趣旨に賛同する 個人が自由に行うもので、自治会等会員が自由に金額を決めて募金し、 自治会等にはその取りまとめをお願いしているところです。

したがって、自治会等会費からまとめて募金を行う場合には注意が必要です。自治会費による募金について、過去には、募金及び寄付金に応じるか否かの意思決定が会員の意思、決定と関係なく一律に強制されたものとであると判断され、徴収が無効とされた判例もあります。

自治会による共同募金への協力の方法については、自治会の総会等の場で会員の総意で決めていただくとともに、決定した方法については、会員に周知して理解を得るなどの対応が必要です。

担当課:市民環境経済部 市民活動支援課

TEL 401-4078